（令和２年３月）

令和元年台風第 19 号の被災者の皆様へ

介護保険の利用料の取扱いについて

令和元年台風第 19 号に係る災害救助法の適用市町村の住民の方で、本市の介護保険に加入されている場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、介護サービス事業所等の窓口で「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」をご提示いただくことで、介護保険の利用料について支払いが不要となります。

（令和２年９月末まで）

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

（災害救助法の適用市町村）
［神奈川県］
川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ケ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村
※上記以外にも適用市町村があります。

※ この取扱いは、令和元年台風第 19 号に係る被災で、上記の①～⑤のいずれかに該当することを区長に申請し、「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」の交付を受けた方に限ります。（令和２年４月以降）

※ 上記の①～⑤のいずれかに該当することを区長に申請し、「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」の交付を既に受けている方については、令和２年３月末までに有効期限を更新した「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」（有効期限：令和２年９月３０日まで）をご自宅に郵送します。

（申請・相談窓口）
申請の方法及び相談は、お住まいの区役所高齢・障害課介護認定給付係又は地区健康福祉ステーション介護認定給付担当となります。